

2023年度(2023/4/1～2024/3/31)所定疾患施設療養費の算定状況

| 病名 | 所定疾患施設療養費(Ⅱ) | | 投薬・注射・検査・処置等 |
|-------|--------------|-----|--|
| | 件数 | 日数 | |
| 肺炎 | 33 | 180 | 採血、胸部レントゲン、CT、セフトリアキソン投与、酸素投与等 |
| 尿路感染症 | 46 | 230 | 採血、検尿、尿培養、ミルキング施行 レボフロキサシン、オーグメンチン投与等 |
| 带状疱疹 | 1 | 7 | バラシクロビル投与、軟膏塗布 |
| 蜂窩織炎 | 5 | 29 | レボフロキサシン投与、軟膏塗布 |

厚生労働大臣が定める基準に従い、所定疾患施設療養費の算定状況について公表します。

算定条件

所定疾患施設療養費(Ⅰ)・所定疾患施設療養費(Ⅱ)

- ① 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、(Ⅰ)は1回に連続する7日を限度、(Ⅱ)は1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定するものであるため、1月に連続しない1日を7回(Ⅰ)または10回(Ⅱ)算定することはみとめられないものであること。
- ② 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- ③ 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
 - イ 肺炎
 - ロ 尿路感染症
 - ハ 带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限り)
 - ニ 蜂窩織炎
- ④ 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。
- ⑤ 算定する場合にあつては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- ⑥ 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
- ⑦ 所定疾患施設療養費(Ⅱ)の算定に当たっては、介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容(肺炎、尿路感染症、带状疱疹及び蜂窩織炎に関する標準的な検査・診断・治療等及び抗菌薬等の適正使用、薬剤耐性菌)を含む研修を受講していること。ただし、感染症対策に関する十分な経験を有する医師については、感染症対策に関する研修を受講した者とみなす。